

リステージ・リアルネットオークション規約

新旧対照表(令和 8 年 5 月 15 日施行)

リステージオークション株式会社

条項	改定前(令和 7 年 3 月 1 日改定版)	改定後(令和 8 年 5 月 15 日施行版)
第 14 条 第 2 項	正会員の登録料の額は 3 万円(消費税込)とする。	正会員の登録料の額は 3 万円とする。
第 25 条 第 2 項	出品手数料の額については、落札金額の 13%+消費税とする。	出品手数料の額については、落札金額の 13%とする。
第 25 条 第 3 項 【新設】	(新設)	売り手の受取金額に係る消費税相当額は、第 39 条第 6 項に定める方法により算出する。
第 32 条 第 2 項	落札手数料の額については、落札金額の 8%+消費税とする。	落札手数料の額については、落札金額の 8%とする。
第 32 条 第 3 項 【新設】	(新設)	買い手の支払総額に係る消費税相当額は、第 39 条第 6 項に定める方法により算出する。
第 34 条 第 2 項 【新設】	(新設)	落札価格は、消費税を含まない金額(外税表示)とする。買い手の支払額に係る消費税相当額および売り手の受取額に係る消費税相当額の算出方法は、第 39 条第 6 項に定める。
第 34 条 第 3 項 【繰下げ】	(旧第 2 項)オークション取引は、当社が落札を認めたときにオークション取引が成約したものとする。この場合、成約商品に関する売買契約は、売り手と買い手の間に成立する。	(第 3 項に繰下げ)オークション取引は、当社が落札を認めたときにオークション取引が成約したものとする。この場合、成約商品に関する売買契約は、売り手と買い手の間に成立する。
第 36 条 第 14 項	幹線輸送代金(税抜き 1m ³ あたり) ・ 東京～大阪 1,700 円 ・ 東京～福岡 3,400 円 ・ 大阪～東京 1,700 円 ・ 大阪～福岡 1,800 円 ・ 福岡～東京 3,400 円 ・ 福岡～大阪 1,800 円	幹線輸送代金(税抜き 1m ³ あたり) ・ 東京～大阪 3,100 円 ・ 東京～福岡 6,500 円 ・ 大阪～東京 3,100 円 ・ 大阪～福岡 3,300 円 ・ 福岡～東京 6,500 円 ・ 福岡～大阪 3,200 円
第 39 条 第 2 項	商品代金等の決済に関して、債権債務の相殺後、当社に債務が残る場合は、オークション終了後の翌週木曜日に銀行振込みにて決済をするものとする。支払期日が金融機関の休業日に到来する場合は、その直前の営業日をもって期日の最終日とする。	商品代金等の決済に関して、債権債務の相殺後、当社に債務が残る場合は、オークション開催日の翌日から起算して 18 日後の属する週の金曜日に銀行振込みにて決済をするものとする。支払期日が金融機関の休業日に到来する場合は、その直前の営業日をもって期日の最終日とする。
第 39 条 第 6 項 【新設】	(新設)	商品代金の決済は、外税方式により以下のとおり算出する。 (1) 買い手の支払総額 = (落札価格 + 落札手数料) × (1 + 消費税率) (2) 売り手の受取金額 = (落札価格 - 出品手数料) × (1 + 消費税率)

条項	改定前(令和 7 年 3 月 1 日改定版)	改定後(令和 8 年 5 月 15 日施行版)
第 41 条 第 3 項	クレーム申立ては、オークション終了後から 11 日以内(土日祝含む)とする。但し、リステージオークション幹線輸送システム利用の場合は、オークション終了後から 18 日以内(土日祝含む)とする。なお、幹線輸送システムを利用した落札商品のクレームの申し立てが認められた場合は、幹線輸送費用も返金するものとする。	クレーム申立ては、オークション開催日翌日から起算して 18 日以内(土日祝含む)とする。なお、幹線輸送システムを利用した落札商品のクレームの申し立てが認められた場合は、幹線輸送費用も返金するものとする。
第 41 条 第 4 項	クレーム申立てが受理された商品返品は、クレーム申立て受理後に開催されるオークションの前日 17:00 までとする。	クレーム申立てが受理された商品返品は、当該オークション開催日から 3 週間後に開催されるオークションの前日 17:00 までとする。返品先は、会員登録している会場とする。
改定履歴	平成 31 年 2 月 1 日から施行 改定 令和 2 年 8 月 31 日 改定 令和 3 年 12 月 1 日 改定 令和 5 年 10 月 1 日 改定 令和 7 年 3 月 1 日	平成 31 年 2 月 1 日から施行 改定 令和 2 年 8 月 31 日 改定 令和 3 年 12 月 1 日 改定 令和 5 年 10 月 1 日 改定 令和 7 年 3 月 1 日 改定 令和 8 年 5 月 15 日(消費税の外税方式への変更、売り手支払期日の変更、幹線輸送単価の改定、クレーム期限の統一)